影響によりストレスが相当増大していていることや、本来それを緩和する役割の文化や芸術、演劇がなかなか機能していないという趣旨のことを述べられていました。

前回の緊急事態宣言発出後、親しいもの同士でやりとりしていると、巣ごもり状態ということもあり、文学や映画、演劇、音楽などに没頭するという人がかなりたくさんいました。コロナ禍で皆さんもご経験なさったのではないかと思います。

その際に私がYouTubeで出会ったのが、トライエコーズというグループです。トライエコーズは、近年世界で最もよく聴かれたポップスの一つである英国のアーティスト、エド・シーランの「Shape of you」を琴の親戚にあたる箏（そう）とEDM（エレクトリック・ダンス・ミュージック）でアレンジしています。この伝統楽器と最先端ポップスの融合が、海外で大反響を呼び、YouTubeに投稿された動画の再生回数は現在1708万回を突破しており、SNSトータルでは昨年８月で既に１億２千万回再生を超えていました。私も圧倒的に質の高い映像とともに流れる「箏×EDM」のコラボに文字どおり一瞬で引き込まれました。

トライエコーズ
見つけました

このトライエコーズは、元々高校時代に箏曲部で一緒だったメンバー３人で結成し、2019年から活動をスタートしているのですが、今ではこの３人以外にも映像制作やアートディレクションなどのクリエーター集団から成り立っています。

「守破離」という言葉がありますが、物事を修得するにおいて、まずしっかり基礎を身につける「守」、それを基に自らの工夫・応用を加え、それらを発展させる「破」、新しく独自のものを想像する「離」。先ほど紹介したトライエコーズはまず高校時代に基礎となる「守」を身に付け、それを「破」や「離」に展開した素晴らしい例であると言えます。

我が県からも「離」の部分で、日本へ、世界へ飛躍する芸術文化の担い手を送り出すためにも、まず「守」の部分、すなわち芸術文化の裾野をしっかり支えて拡げていくことが大事だと改めて認識した次第です。

本定例会に上程される新たな「芸術文化振興ビジョン」では、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、ICT等を活用した多彩な芸術文化情報の発信や、青少年が本物の芸術文化に親しむ機会の充実等を図り、『芸術文化の“場”を育て拡げる』ところを進められようとしています。

新たな芸術文化振興ビジョンのもと、特定分野に偏るのではなく、芸術文化の裾野の部分を育て拡げるためには、きちんと種を蒔き、芽が出るようにそれを管理して応援することが必要であると思いますが、具体的にどのように推進していこうとされているのか、ご所見を伺います。

芸術文化に触れています

伝統楽器の演奏体験

答弁：藤原知事公室長

コロナ禍の中、芸術文化が全ての人々の心を癒し、感動を与え、元気づける重要な役割を担っていることが議員ご指摘のとおり、強く再認識された。

ご指摘の「トライエコーズ」は、高校で培った日本の伝統和楽器(箏)と海外で人気のＥＤＭ（エレクトリック・ダンス・ミュージック）とを融合させる新たな発想がエンターテイメントとして世界を魅了したものである。芸術文化の継承が懸念される中、兵庫の文化力を一層高めるためにも、新たなビジョンの下、芸術文化の裾野をしっかり支え拡げていく取組が欠かせない。

このため、大きく３つの柱の下、取組みを進めていく。

まず、本物の芸術文化に触れ体験する場を拡げていく。芸術家が地域で行うアウトリーチ活動の実施主体をこれまでの24団体から全ての県域文化団体40団体に拡充し、すでに実施している芸文センター管弦楽団やピッコロ劇団とともに全県的に展開していく。また、音楽や演劇、伝統芸能など県民文化普及事業全22事業を県下各地域で開催するとともに、伝統文化体験教室や伝統文化学び塾など、県民の体験や学びを支援する。

第二に、芸術文化を担い支える人材を育成していく。県立高校の芸術に関する学科やピッコロ演劇学校等で若手芸術家を育成するほか、遠隔地の学校生徒がICTを活用して専門のレッスンを受ける機会を新年度から提供する。この４月開学の芸術文化観光専門職大学では、芸術文化と観光が連携した新たな価値を創造し国内外に発信できる専門人材を育成することとしており、地域活力の創出が大いに期待される。

第三に、芸術文化を広く発信する機会を支援する。個人やグループの芸術家の活動経費を支援する「芸術文化元気プロジェクト」は、補助額や補助件数を大幅に拡充する。また新進・若手芸術家のリサイタルや動画配信を支援するとともに、ロビーコンサートを全県で展開するなど、更なるステップに繋げるよう支援をしていく。

来年度から第三期ビジョンがスタートする。今後ともこれらの取組を評価しながら相互連携のもと応援し、本県で育った芸術家が日本そして世界へ大きく飛躍していくことを期待したい。ご支援をよろしくお願いしたい。

よっしープレスは、垂水の"よっしー"こと、
兵庫県議会議員
吉岡 たけし の報告紙です。

くらし満足度No.1の垂水を目指して、
神戸市垂水区と兵庫県政をつなぐことを
目的に、兵庫県の政治を分かりやすく
伝えます。

兵庫県議会　自民党　議員団

プロフィール
- 1962年10月13日生まれ
- 灘中学・高校卒
- 早稲田大学法学部卒
- アンリツ㈱　官公営業部
- 千代田火災海上保険㈱ 横浜支店・神戸支店
- 衆議院議員　秘書
- 参議院議員　政策担当秘書
- 2015年　兵庫県議会議員選挙初当選
- 警察常任委員会委員、産業労働常任委員会委員、建設常任委員会委員
- 自民党県議団 政務調査副会長
- 警察常任委員会副委員長
- 2019年　２期目当選（17,392票）
- 総務常任委員会副委員長

01 「よっしーのはなし」をいたします。
負担を押し付けない県政を実現させます。

神戸市と兵庫県。２重行政をなくして、効率的な行政の推進を進めています。益々、事業の選択と集中を本格化させて、引き続き新たな改革マインドで、将来に負担を押し付けない県政を実現させたい！！どこよりも夢叶う兵庫の実現に向けて頑張ります。垂水区内各地で（街頭、ミニ集会等）県政報告をいたします。

02 ご意見・ご相談等については下記までご連絡ください。

兵庫県議会議員 吉岡たけし事務所
〒655-0034 神戸市垂水区仲田１-８-24-101
TEL：078-708-8600　FAX：078-708-8610

発行日：2021年３月22日
発行元：兵庫県議会議員 吉岡たけし事務所

兵庫県議会の様子をインターネットでご覧いただけます。
http://www.hyogokengikai.jp/broadcast/index.html
インターネット放映中　本会議の代表質疑・委員会での質問などが手軽にご覧になれます。

https://yoshioka-takeshi.com

よっしー PRESS

令和３年 第１号
よっしープレス
Vol.08 / March 2021

吉岡 たけし

兵庫県議会議員（神戸市垂水区）
自民党県議団 副幹事長

CONTENTS

第353回定例会一般質問（令和３年２月）
01 ケアラー支援について（福祉）
02 芸術文化の裾野を拡げる施策の推進について（知事公室）

質問03・質問04・質問05は「よっしー PRESS 09号」に掲載

08

県政

コロナ禍を乗り切って頑張りましょう！

自由民主党議員団　神戸市垂水区選出　吉岡たけしでございます。あらためまして、先ずは、私からも、新型コロナウィルスでご逝去されました皆様に衷心よりお悔やみを申し上げます。また、罹患されました皆様方の一日も早いご本復をお祈り申し上げます。

感染症対策の最前線で、日夜ご奮闘頂いております医療関係者の皆様方に敬意を表します。

感染の拡大を防ごうと、様々な不自由を受け入れて、日々取り組んで頂いております県民の皆様方に、心から感謝申し上げます。

01 ケアラー支援について（福祉）

2019年10月、祖母の介護と仕事の両立に疲れ果てた神戸市の当時21歳の女性が、祖母を殺害してしまう事件が起こりました。とりわけ家族による介護においては、「家族が介護するのは当たり前」といった根強い規範意識を、介護する方、介護を受ける方を含めて社会全体として持っていることがあるため、介護をする方が孤立し、悩みを声に出しにくい環境があります。当該事件の場合も、被告がかつて祖母に学費を出してもらっていたため、あなたが介護して当然という親族の目もあり、父にSOSを発した際にも全く受け止めてもらえなかったという完全な孤立状態でありました。

高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他を提供する者を「ケアラー」と言い、大人とは限らず、18歳未満のヤングケアラーも存在します。家庭環境や親の就労状況により必然的に介護や援助を行っている場合が多く、ケアラーとしての自覚がないまま、将来のための大切な時間をケアに費やしている可能性があります。

埼玉県では、ヤングケアラーの問題は決して看過できぬこととして、議員提案による「埼玉県ケアラー支援条例」の制定、施行、埼玉県ケアラー支援計画の策定へと一気に進んできています。SDGｓの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現に取り組む姿勢は、日本国憲法第25条をベースとした社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩み、「参画と協働の地域共生社会づくり」

ヤングケアラーを支援

神戸市 チーム発足、予算化へ

神戸市の久元喜造市長は11日、通学や仕事をしながら家族の介護・世話をする子ども「ヤングケアラー」の支援策を検討するプロジェクトチームを発足させると発表した。年内に方向性を決め、2021年度予算に反映させる方針。

プロジェクトチームは福祉局、健康局、企画調整局、市教育委員会の担当者らで構成。ヤングケアラーの支援に取り組む団体や専門家らの助言も求める。

神戸市では19年10月、元幼稚園教諭の女性(22)が介護する祖母を殺害し、執行猶予判決を受けた。女性は要介護「4」の祖母の介護をほぼ1人で担い、ケアマネジャーと直接のやりとりが困難だったことなどを毎日新聞などが詳報していた。

久元市長は「(ヤングケアラーの問題は)本人が状況を受け入れて、声を上げる発想がない場合がある。行政の問題把握の方法や相談対応のあり方を考える契機にしたい」と述べた。【反橋希美】

2020年11月12日(木)の毎日新聞より

若い介護者 専門支援

20代も対象 神戸市が部署新設

通学や仕事をしながら家族の介護や世話をし、「ヤングケアラー」と呼ばれる子供や若者を支援する専門部署を、神戸市が4月に新設する。「社会から見えにくい」とされる中、本人や周囲で気付いた関係者からの相談・情報を受ける窓口をつくり、学校や福祉部局などの関係機関による支援をバックアップする。市によると、ヤングケアラー支援に特化した部署の設置は全国初という。

ヤングケアラー 幼き介護

神戸市内では2019年10月、元幼稚園教諭の女性(22)が介護する祖母を殺害し、懲役3年、執行猶予5年の有罪判決を受けた。女性は要介護4の祖母の介護をほぼ1人で担っており、20年10月に毎日新聞が詳報したことなどを受けて市が支援策を検討。スクールソーシャルワーカーや当事者らへの聞き取りで、関係機関の連携の難しさや相談窓口の必要性を指摘され、専門部署の新設を決めた。支援の対象は児童福祉法で子供と定義される18歳未満に限らず、20代の若者も加えた。

市の福祉局内に「こども・若者ケアラー支援担当」を設け、専任の課長を配置。6月に社会福祉士ら有資格者3人による支援窓口を開設し、当事者の他、可能性がある子供や若者の存在を把握した学校などから電話で相談を受けたり、情報を収集したりする。関係機関を集めて当事者への福祉サービスの提案といった個別対応を指示し、定期的に事例検討会も開く。

小中学校の教員や、福祉関係者らへの研修も行い、今秋以降は当事者同士が交流できる場所づくりにも取り組む。支援窓口の相談員の人件費など事業費1500万円を21年度当初予算に盛り込み、3月末までに支援マニュアルを策定する方針。17日に記者会見した久元喜造市長は「専門家の意見を聞きながら一歩でも状況を改善したい」と述べた。【反橋希美】

2021年２月18日(木)の毎日新聞より

と相まって、行政がヤングケアラーはもとより、ケアラーを支援していく体制を構築すべきではないかと考えます。もちろん兵庫県においてもであります。

ケアラーやヤングケアラーは、様々な負担があるにも関わらず、社会的にも十分認知されていない状況にあることから、ケアラーの存在が顕在化せず、支援が行き届かないという実態があります。そのため、誰にでも起こりうる身近な問題であることを広く啓発し、社会的認知度の向上を図る必要があります。

また、ケアラーの身の回りで起こる問題の多くは、ケアラーが孤立することによって起こっており、ヤングケアラーの場合は、自身の置かれている状況を当たり前と考えてしまい、ヤングケアラーであるという認識を持てず、自覚のないまま問題が複雑かつ困難になっていくことがあります。そのため、県民に身近な市町において、情報提供と気軽に相談できる体制の整備など支援体制の構築が急がれます。

埼玉県が実施した実態調査によると、就労状況別では、男女問わず、多い順に「主婦(夫)」、「無職」、「非正規雇用」、「正規雇用」、「自営業」、「家族従事者」と、本当に多様なケアラーが存在する上に、ケアされる方の状態も、「高齢・老化による心身機能の低下」、「認知症」のほか、「慢性的な疾病」、「身体上又は精神上の障害」、「難病」など実に幅広く、こちらも治癒の可能性の高さは様々で、改善の見込める状態に至るまで、ケアラーが必要とする支援も極めて多種多様になることから、「孤立の防止」や「支援を担う関係機関の人材育成」、「ヤングケアラーの支援体制構築」、「ケアラーの生活支援」、「仕事と介護の両立支援の推進」、「子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援」など、ケアラーの置かれた状況に応じて適切な支援が行き届く体制づくりが求められていると言えます。

ヤングケアラーはもとより、いわゆるケアラーの皆さんを県としてどう支援していくのか。早急にケアラー支援に向けて、具体の計画策定を行い、実施へと動いていくべきと考えますが、知事のご所見を伺います。

答弁：井戸敏三知事

高齢や障害等により援助を必要とする親族等の介護や日常生活上の世話を行うケアラーへの対応は、一人ひとりの状況に応じて、必要な支援につなぐなど丁寧に対応していく必要があると考えます。

このため、民生委員をはじめ、地域包括支援センターや障害者・生活困窮者等に対する相談窓口を通じて、地域ケア会議で協議をしたり、福祉サービスの利用を援助するなど、ケアラーの置かれた状況に応じた支援につながる仕組みが、各市町で構築されています。加えて、ヤングケアラーについては、市町の福祉部局が、こども家庭センターや教育委員会と連携してケース会議を開催するなどして、家族を含めた支援につないでいます。

さらに、本年４月から施行される改正社会福祉法では、従来の高齢、障害、子ども、困窮といった制度の狭間で支援が届かなかったり、複合的な課題を抱える家族に対して、市町において、一体的に相談支援を行う重層的支援体制整備を任意事業として実施することができるようになりました。県は、市町に対して、事業実施を働きかけていくことにしております。来年度は、総合窓口の設置など体制整備に向けた事業を姫路市、明石市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、加東市、たつの市の８市が実施する予定です。

ケアラーの支援については、まずは既にある各市町の相談支援体制の一層の充実を図ることが必要です。市町の福祉部局担当者の連携会議の開催や民生委員やケアマネージャーなど現場の福祉業務従事者への研修等を充実させていきます。

そして、この会議や研修では、①ケアラーへの理解の促進を図ること、②相談を待つのではなく、ケアラーを孤立させないよう、積極的にその状況把握や必要な支援につないでいく先進事例を紹介する、攻めのケアラー対策をやっていくなど、「誰一人取り残さない」丁寧な支援を実施するための対応が必要でありますので、それに対する体制構築に注力していきます。

併せて、ケアラーの実態調査や支援計画の策定について早急に検討して、ケアラーへの支援を実施してまいります。

＜再質問＞

冒頭に申し上げた事件というのは、神戸市の、ヤングケアラーではなく、若いケアラーさんという場合でございまして、あの悲惨な事件を受けまして、ご存じのとおり、神戸市の久元市長は、ヤングケアラーの問題に対し、特別チームを作って、早急に対策していくということでございます。それは、本当に我々神戸市民としてもありがたいな、しっかりやっていただきたいということであります。それと並行して、知事が今仰った県内８市で、ケアラーの皆さんを支えていく体制を作っていくんだ、そして、これをやがては県内全域に広げていただくと思うんですが、私はやはり、埼玉でもなぜ条例までもっていったんだろう、条例でやらなければいけなかったんだろうと考えると、やっぱり認知度という、県民の皆様方にケアラーの問題があるということを広く知らしめる、ヤングケアラーの問題も含めて知らしめるには、条例がいいのかなという判断が埼玉県にはあったのかと思います。兵庫県においては、理念的な条例を作るよりも、ケアラーの問題を広く知っていただく必要があり、民生委員の皆さん、ボランタリーに支えていただく方々、色んな見守りをしていただいたり、孤独に置かれない立場に置くということになると、住民の皆様方のご支援がないと叶いません。すべてがマネーの裏付けでできることではないからです。したがいまして、この認知度を上げていく部分において、知事はどのように取り組んでいただけるのか、お伺いしたいと思います。

＜再答弁（井戸敏三知事）＞

条例を作ったからといって、現実の社会が動くわけではありませんので、ご指摘にもありましたとおり、まずは、ケアラーの実態や支援をどのようにしていくのかというある意味での広いルールを作っていく、そしてそれを実行していくということが非常に重要だと思っています。例えば、子ども食堂などの場は、そのようなケアラーとの関連が出てくる場でもあります。つまり、現場における状況把握の情報の探知をいかにしっかりつかんでいくかということが非常に重要だと思っています。ですので、研修の際の重要なポイントとして、理解の促進と相談を待つのではなく、孤立させない対応というのをどのようにしていくのかということを申し上げましたが、そのような対応ができる体制をできるだけ早く作っていくことが重要だと思います。そのためにも、ケアラーの実態調査やそれに基づいた支援計画という筋道を追うということが大切なのではないかと思っています。結局、狭間に残されている方々に対応する対策ですので、待っているだけではだめだ、しっかりと対応力を身につけていく、そういう仕掛けがいるのではないか、その仕掛けを作っていきたいと考えています。

02 芸術文化の裾野を拡げる施策の推進について（知事公室）

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものである。これは文化芸術基本法の前文の一節であります。

文化芸術の意義をわかりやすく、しっかりと伝えてくれるものだと思います。

さて、この春開校の県立の芸術文化観光専門職大学学長予定者の平田オリザ氏は、朝日新聞によるインタビューの中で、「今の世の中は、コロナで芸術文化が壊滅状態になった影響がもろに出ている状況」とし、多くの国民がリアルな笑いや感動に浸れない、人に会えないといった